藤枝市森林整備計画書

計画期間

（自　令和 2年4月 1日
至　令和 12年3月31日）

変更　令和5年3月31日

静岡県
藤枝市

はじめに

藤枝市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第 10 条の５の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める静岡地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、静岡地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和５年４月１日から効力を生じます。

＜目　次＞

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項　…1

第１　森林整備の現状と課題　…1

第２　森林整備の基本方針　…4

１　森林の機能と望ましい姿

２　森林整備の基本的な考え方

３　地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

４　その他必要な事項

第３　森林施業の合理化に関する基本方針　…17

１　森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

２　森林施業の共同化の促進

３　林業に従事する者の養成及び育成・確保

Ⅱ　森林整備の方法に関する事項　…18

第１　伐採に関する事項　…18

１　伐採の方法

２　標準伐期齢

３　その他必要な事項

第２　造林に関する事項　…21

１　人工造林に関する事項

２　天然更新に関する事項

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

４　森林法第 10 条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準

第３　保育・間伐に関する事項　…26

１　保育の作業種別の標準的な方法

２　間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

３　計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

第４　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　…29

１　作業路網の整備に関する事項

２　その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　…32

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

２　森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

３　森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項　…32

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

第７　その他森林整備に関する必要な事項　…33

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
２　林業機械の導入の促進に関する事項
３　林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ　森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項　…35
第１　森林の病害虫の駆除又は予防の方法等　…35
１　森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法
２　森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針
第２ 鳥獣による森林被害対策の方法　…36
１　鳥獣害防止森林区域の設定
２　鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法
３　その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法
４　鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等
第３ 林野火災の予防の方法　…37
第４ 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　…37
第５ その他必要な事項　…37
１　病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
２　その他

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項　…38
第１　保健機能森林の区域　…38
第２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法　…38
第３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備　…38
１　森林保健施設の整備
２　立木の期待平均樹高
第４　その他必要な事項　…39

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項　…40
第１　森林経営計画の作成に関する事項　…40
１　森林経営計画の記載内容に関する事項
２　一体整備相当区域
第２　生活環境の整備に関する事項　…41
第３　森林整備を通じた地域振興に関する事項　…41
第４　森林の総合利用の推進に関する事項　…41
第５　住民参加による森林の整備に関する事項　…43
１　地域住民参加による取組
２　上下流連携による取組
３　木質バイオマスの利活用の推進
４　地域住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組む集落づくり
５　NPO 法人・地域住民等と連携した竹林整備及び管理

第６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項　…46
第７　その他必要な事項　…46
１　施業の制限を受けている森林に関する事項
２　森林の土地の保全に関して留意すべき事項
３　土地の形質の変更にあたり留意すべき事項
４　環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項
５　公有林の整備に関する事項
６　良好な森林景観の形成に関する事項

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

（法第 10 条の５第２項第１号及び第５号）

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第１　森林整備の現状と課題

■藤枝市の概況

本市は、静岡県のほぼ中央に位置し、県庁所在地である静岡市や焼津市、島田市等と隣接している。地勢は、東西約 16 ㎞、南北約 22 ㎞と南北に長い菱形で、北部は赤石山系の南縁の山々が連なり、中部はこれに続いて丘陵性の山地となっている。南部は大井川の扇状地として肥沃な志太平野が広がり、市街地が形成されている。

山間部は平均気温 12℃前後、年間降水量 3,000㎜ 前後、平野部は平均気温 16℃前後、年間降水量 2,800㎜ 前後と温暖な気候と豊富な降水量が豊かな森林を育てている。

また、２０５０年カーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化等を受けて、二酸化炭素の吸収や水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止、生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能の重要性は益々高まっている。こうした公益的機能を含めた森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、グリーン成長の実現に向けて、森林資源の循環利用などにより、森林資源の適正な管理を進めていくこととする。

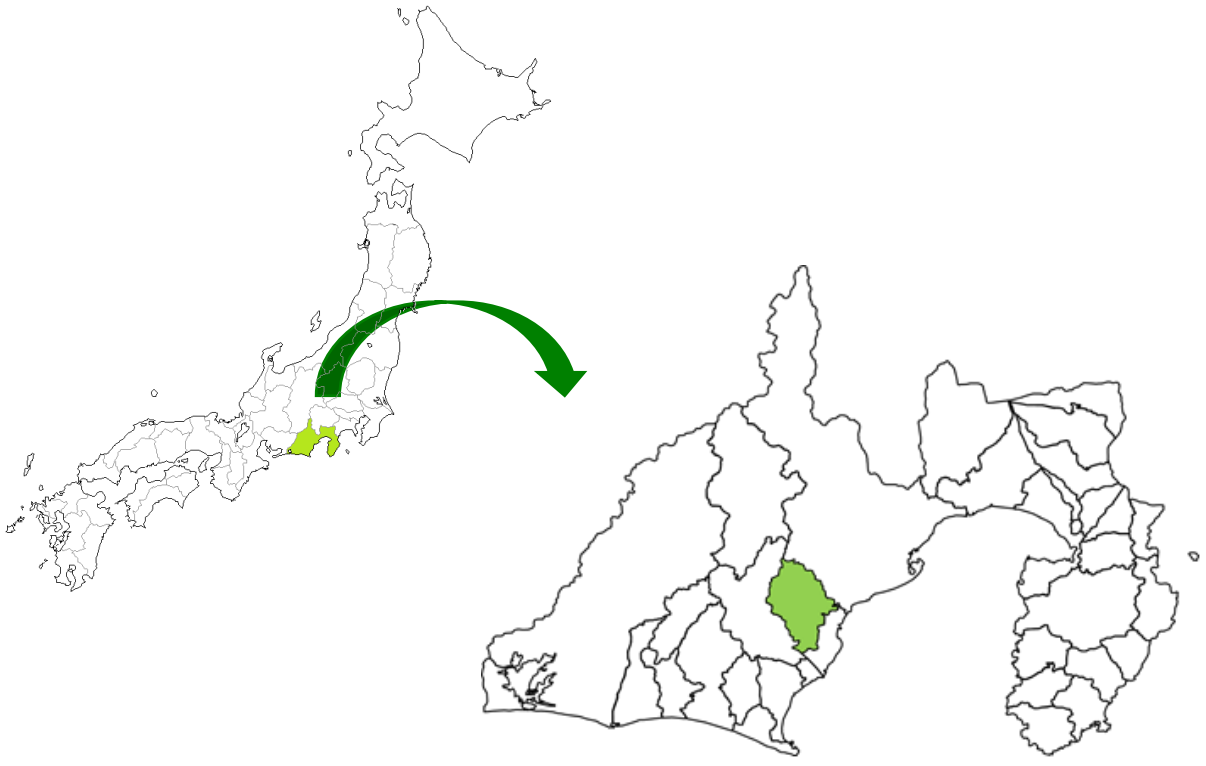

■森林資源の概要

本市の総面積 19,406ha の内、本計画の対象となる民有林面積は、9,209ha であり総面積に占める民有林比率は約 48%で、本市の約半分が森林となり、北部から中央部までを占めている。そのうち、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積は、5,777ha で、そのうち 41 年生から 60 年生が 2,473ha となり伐採して利用できる人工林が約 43%を占める状況下である。

林業を取り巻く情勢は、生産コストの高騰や担い手不足など非常に厳しい状況が続く中、近年のウッドショックの影響による木材輸入量の減少に伴う木材自給率の増加により、木材価格も上昇傾向に転じ、改善の兆しも見え始めている。また、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出･崩壊防止及び生活環境の保全等、公益的機能の重要性は益々高まってきている。このことから、木材生産を通じて森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくため、人工林での利用間伐及び住宅地周辺の森林の整備を推進していくこととする。

表１－１－１　森林資源の状況

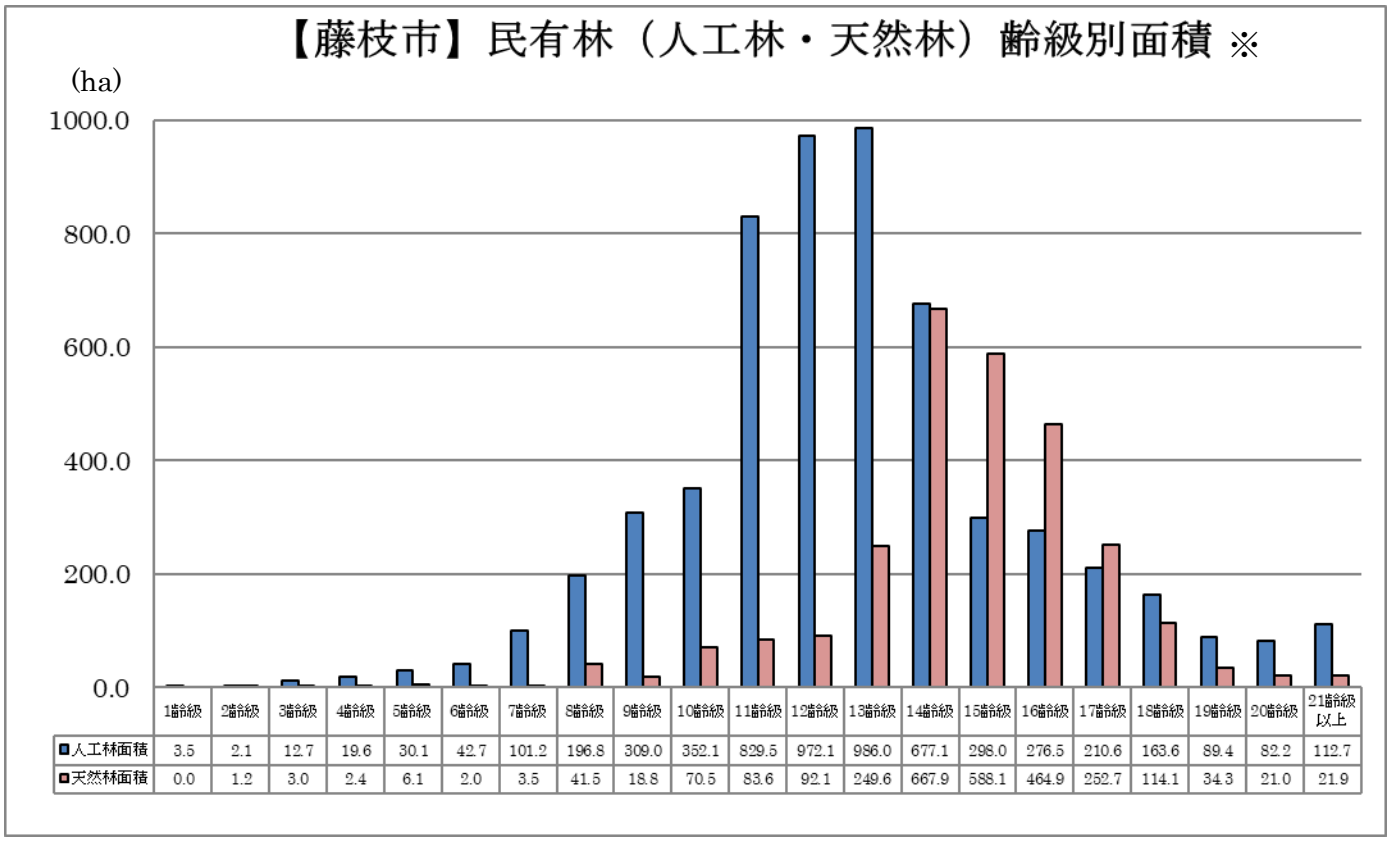

	1齢級	2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級	11齢級	12齢級	13齢級	14齢級	15齢級	16齢級	17齢級	18齢級	19齢級	20齢級	21齢級以上
人工林面積	3.5	2.1	12.7	19.6	30.1	42.7	101.2	196.8	309.0	352.1	829.5	972.1	986.0	677.1	298.0	276.5	210.6	163.6	89.4	82.2	112.7
天然林面積	0.0	1.2	3.0	2.4	6.1	2.0	3.5	41.5	18.8	70.5	83.6	92.1	249.6	667.9	588.1	464.9	252.7	114.1	34.3	21.0	21.9

※齢級：樹木の年齢を林齢というが、林齢を５年ごと区切って呼ぶ用語。Ⅰ齢級は１～５年生となる。

■森林資源の利活用及び課題

本市の人工林において、伐採及び利用可能とされる林齢に達した樹木の割合が、約 43%を占めている。

しかし、森林状況の適正把握、生産を効率化するシステム及び技術の普及、森林所有者の高齢化及び林業経営の無関心化により生じた荒廃森林の整備等、様々な課題が山積みする中、思うような成果が挙げられていない現状にある。

こうした中、国内ではカーボンオフセットやＪ－クレジット制度を活用した適切な森林管理による温室効果ガス削減への取組や、木材の生産及び利用等に関する様々な施策が展開され始め、静岡県内でも、木質バイオマス等の新生産システムの構築や大規模合板工場への安定供給など、“伐り捨て間伐”から“主伐や利用間伐”への移行を中心とした、森林資源の利活用の推進に向け、新たな動きを見せている。

本市においても、こうした国・県の動きに注視し、新たな制度や事業の調査・研究を進めるとともに、ＮＰＯ法人・林業関係団体・林業経営体・行政等が連携し、森林整備を進めていくうえで、情報・技術・システム・人材等の木材生産の基盤部分の整備・普及・育成を行い、集落単位の施業共同化及び集約化や林地残材の積極的利活用等、森林所有者及び林業関係者の意識を高めることにより、森林資源の活用及び林業の活性化に繋げていく。更に、森林環境整備推進計画に基づき、森林環境譲与税を活用した森林の有する公益的機能の維持増進や環境保全・景観向上等、様々な側面に目を向けた適正な森林整備及び森林管理を推進していく。

■「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」について

本市が、公共用または公用に供する建築物への率先した木材利用を促進することにより、木材の需要拡大を目指し、ウッド・チェンジ※に向けた取り組みに繋げていく。

ウッド・チェンジの推進により、森林資源の循環利用が進み、山から多くの材が搬出され、更に間伐・植林が進むことによって山に緑が甦り、二酸化炭素の吸収等、環境問題への貢献も期待される。

また、民間へもこれらの木材利用促進の取り組みについて呼びかけ、更なる需要拡大、林業及び地域活性化に繋げていく。また、木材利用促進の中で森林認証材（ＦＳＣ）の供給拡大も併せて推進していく。

※ウッド・チェンジとは身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造化・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指す。

第２　森林整備の基本方針

１　森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健･レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の７つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの６つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表１－２－１に示す。

表１－２－１　森林の機能と望ましい森林の姿

機　能		働　き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能		木材等を生産する働きがある。	･林木の生育に適した森林土壌を有している。 ･適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ･林道等の生産基盤が適切に整備されている。
公益的機能	水源涵養機能	水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがある。	･水を蓄える隙間に富んだ浸透･保水能力の高い森林土壌を有している。 ･下層植生とともに樹木の根が発達している。
	山地災害防止機能／土壌保全機能	自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがあります。	･樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。 ･適度な光が差し込み、下層植生が発達している。 ･必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。
	快適環境形成機能	強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがある。	･樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健･レクリエーション機能	保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全･形成する働きがある。	･多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ･身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ･必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。
	文化機能	自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する働きがある。	･史跡･名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ･必要に応じて文化･教育的活動に適した施設が整備されている。
	生物多様性保全機能	地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する働きがある。	･原生的な森林生態系を保持している。 ･学術的に貴重な生物種が生育･生息している。

２　森林整備の基本的な考え方

(1)　森林の機能別の区域

表１－２－１に示した森林の機能を特に発揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表１－２－２のとおり定める。

表１－２－２　森林の機能別の区域

機能		森林の機能別の区域
木材等生産機能		木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「木材等生産機能維持増進森林」）
公益的機能別施業森林	水源涵養機能	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「水源涵養機能維持増進森林」）
	山地災害防止機能 土壌保全機能	山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」）
	快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「快適環境形成機能維持増進森林」）
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「保健文化機能維持増進森林」）

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表１－２－３のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表１－２－４のとおり定める。

表１－２－３　施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能維持増進森林 木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）	通常伐期	Ⅱの第１に示す「伐採に関する事項」のとおりとする。	Ⅱの第３の１「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢に 10 年加えた林齢以上とし、その下限を表１－２－４に示す。	
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢の２倍の林齢以上とし、その下限を表１－２－４に示す。	
	複層林	Ⅱの第１の１(2)に示す「伐採（主伐）の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとする。	複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施する。 この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。
	択伐による複層林	伐採方法は、択伐とし、Ⅱの第１の１(2)に示す「伐採（主伐）の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとする。	

※　ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、上の表の区域の下段の施業種を適用するが、主伐の時期は下限値が高い方を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」（施業種は「伐期の延長」）と「快適環境形成機能維持増進森林」（施業種は「複層林」）の区域が重複した場合、伐期は「標準伐期齢に 10 年加えた林齢以上」、伐採率は「70%以下」とする。

表１－２－４　主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	コナラ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期	64	72	56	60	80	25	40

※１　マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※２　複層林、択伐による複層林は、通常伐期と同様とする。

※３　標準伐期齢は、Ⅱの第１の表２－１－３を参照

(3) 森林の整備・保全の考え方

表１－２－２に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表１－２－５のとおり定める。

表１－２－５　森林の整備・保全の考え方

区域		森林の整備・保全の考え方
木材等生産機能維持増進森林		・地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 ・森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 ・施業種は、「通常伐期」とする。 ・木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するよう努めるものとする。
	特に効率的な施業が可能な森林	・木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。 ・施業種は、「通常伐期」とする。
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	・ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育･間伐を推進する。 ・施業種は、「伐期の延長」とする。
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	・山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・渓岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 ・施業種は、原則「複層林」とし、特に、県民生活を守る機能を発揮させる必要がある森林では、「択伐による複層林」とする。ただし、適切な伐区の形状･配置により機能の確保が可能な森林においては、「長伐期」とする。
	快適環境形成機能維持増進森林	・生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。 ・松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 ・地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びＮＰＯ等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 ・施業種は、原則「複層林」とし、特に、快適な生活環境を形成する機能を発揮させる必要がある森林では、「択伐による複層林」とする。ただし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林においては、「長伐期」とする。
	保健文化機能維持増進森林	・保健･風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・保健機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 ・施業種は、原則「複層林」とし、特に、生態系や生物多様性を保全する機能を発揮させる必要がある森林では、「択伐による複層林」と

		する。ただし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林においては、施業種は「長伐期」とする。

3　地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1)　区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表１－２－６のとおり定める。

表１－２－６　区域設定の基本方針

区域		区域設定の基本方針
木材等生産機能維持増進森林		・地位が高く、緩傾斜で林道等から近い針葉樹人工林が多くの割合を占める森林を面的に設定
	特に効率的な施業が可能な森林	・約 30°以下の緩傾斜地で、林道から 200m以内に位置する効率的に木材生産を行うことが可能な人工林を中心に設定 ・山地災害のおそれのある森林は対象としない。
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	・水源かん養保安林に指定されており、地域の用水源となっている瀬戸谷地域を中心とした森林を面的に設定
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	・土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の発生によって人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を面的に設定
	快適環境形成機能維持増進森林	・県民の日常生活に密接な関わりを持つ、葉梨・広幡地域、朝比奈地域を中心とした里山の森林を設定
	保健文化機能維持増進森林	・住民の憩いの場である「市民の森」等の森林を指定

(2)　地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとする。

ア　瀬戸谷地域

この地域は、瀬戸川上流域に位置する本市の水源地であり、水源涵養機能を高度に発揮させるため、浸透・保水力が高い森林を目指すものとする。

また、昔からスギ、ヒノキの人工造林が盛んに行われており、本市の人工林の約 45%がこの地区に存在し、若齢から高齢まで、伐期を迎えた人工林も他の地区に比べて多い。

しかし、森林所有者の殆どが小規模であり、単独で森林施業を行うことは非効率であることから、各森林所有者がまとまり森林施業を行う合意形成を得る中で森林整備を推進していく。

大久保、滝沢においては、本市の特産品のひとつであるしいたけの原木栽培

が行われている。高品質な栽培を継続するにはしいたけ原木の安定的供給が必要である。

東部にあたる「びく石」山頂一帯の広い範囲に位置する「市民の森」及び船ヶ久保から蔵田、大久保にかけて東海自然歩道として周辺一帯が整備されている。今後も緑豊かで自然景観に優れた住民のリフレッシュの場や森林とのふれあう憩いの空間として、更なる活用が求められる。

イ 稲葉･藤枝地域

この地域には、瀬戸川の支川である谷稲葉川が流れており、水源涵養機能を維持･増進する適正な森林施業の推進を目指していく。

また、市街地に隣接しており、本市の企業立地のための土地開発が進んでいる地域であるが、その周辺の里山等については、快適な生活環境を形成する貴重な緑地空間となるため、積極的にその保全に努めていく必要がある。

ウ 葉梨･広幡地域

この地域の北部は、昔からミカンの生産が盛んであり、その園地と里山林等が殆どであるが人工林も散在しており、その施業についても計画的に行っていく必要がある。

中部は、郊外住宅地であり、その周辺の里山林等についても快適な生活環境を形成する貴重な緑地空間となるため、積極的にその保全に努めていく必要がある。

また、タケノコ、竹材産業の低迷により、山間地全体において放置竹林が増加しているため、その対策として樹種転換等を積極的に推進していく必要がある。

エ 岡部地域

隣接の静岡市の郊外住宅地として土地の開発が進められてきた地域であり、住宅地周辺の広葉樹林等については、里山林として地域が主体となった森林整備が期待されている。

オ 朝比奈地域

この地域には、旧岡部町地区の水源である朝比奈川が地域内のほぼ中央を流れており、水源涵養機能を維持･増進する適正な森林施業の推進を目指していく。

また、瀬戸谷地域同様に昔からスギ、ヒノキの人工造林が盛んに行われており、本市の人工林の約 24%がこの地域に存在している。また、この地域においても森林所有者の殆どが小規模であり、単独で森林施業を行うことは非効率であることから、森林所有者がまとまり森林施業を行う合意形成を基に森林整備

を推進する必要がある。

本市の特産品のひとつであるしいたけの菌床栽培が盛んであり、高品質のしいたけが提供されている。今後も更に生産性の向上を図り、安定供給に努める必要がある。

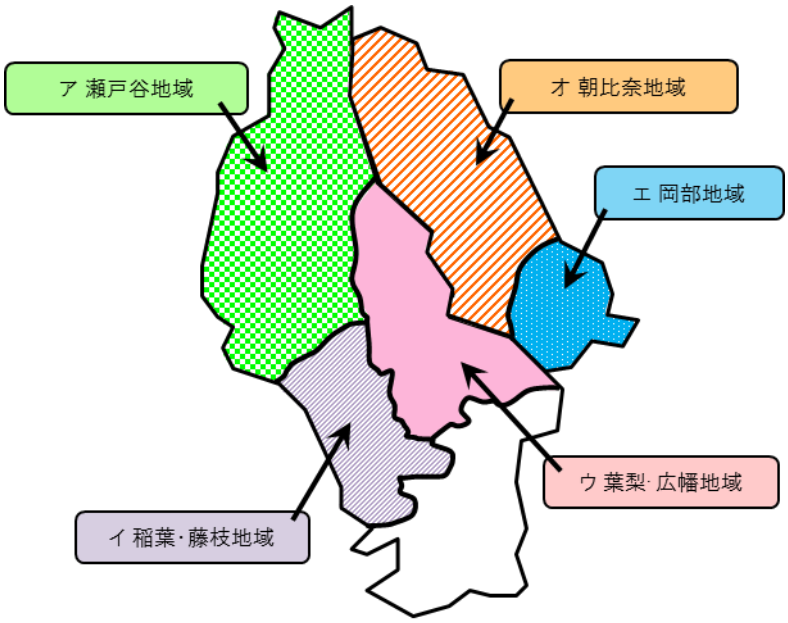

図1－2－1　地域の位置図

(2) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表１－２－７～９のとおり設定する。

表１－２－７　地域別の森林の区域

地域	機能区分						施業種	区域設定の考え方	面積(ha)
	木材	水源	山地	快適	保健	他			
瀬戸谷地域	○	○					伐期の延長	古くからの林業地域であり、効率的な森林施業を推進する。	2,572.39
	○	○	○				長伐期	保安林指定部分もあるが、人工林の分布も広く、適正かつ計画的施業を推進する。	47.41
	○	○			○		長伐期	「市民の森」区域内であるが、適切な伐区の形状・配置により、木材生産機能の推進が可能である。	37.76
		○			○		長伐期	「市民の森」区域であるが、人工林の分布も広く、自然環境と景観を有する施業が実施可能である。	129.37
		○	○				長伐期	山地災害の危険が高く、大部分が保安林指定地域だが、適正な伐区設定により、機能確保が可能である。	319.24
		○					伐期の延長	水源地として、水源涵養機能を発揮させる。	1,058.17
				○			長伐期	里山林について、快適な生活環境の保全を推進する。	48.57
	○						通常伐期	クヌギ・コナラの植栽地をしいたけのほだ木の生産林とする。	12.68
稲葉藤枝地域	○	○					伐期の延長	人工林について、計画的・効率的な森林施業を実施する。	159.40
		○					伐期の延長	水源地として、水源涵養機能を発揮させる。	214.48
				○			長伐期	里山林について、快適な生活環境の保全を推進する。	441.87
					○		長伐期	「藤枝市蓮華寺池公園」があり、自然との触れ合いの場として優れた自然環境の保全・管理に努める。	5.06
	○						通常伐期	クヌギ・コナラの植栽地をしいたけのほだ木の生産林とする。	0.38

地域	機能区分						施業種	区域設定の考え方	面積(ha)
	木材	水源	山地	快適	保健	他			
葉梨広幡地域	○	○					伐期の延長	人工林について、計画的･効率的な森林施業を実施する。	118.24
		○					伐期の延長	水源地として､水源涵養機能を発揮させる。	369.29
				○			長伐期	里山林について､快適な生活環境の保全を推進する。	353.82
	○						通常伐期	クヌギ･コナラの植栽地をしいたけのほだ木の生産林とする。	0.9
岡部地域				○			長伐期	里山林について､快適な生活環境の保全を推進する。	570.02
					○		長伐期	「蔦の細道」が整備されており、自然環境に恵まれている。	60.35
朝比奈地域	○	○					伐期の延長	古くからの林業地域であり､効率的な森林施業を推進する。	944.67
		○	○				長伐期	山地災害の危険が高く､大部分が保安林指定地域だが､適正な伐区設定により、機能確保が可能である。	86.41
		○					伐期の延長	水源地として､水源涵養機能を発揮させる。	1,653.38
	○						通常伐期	クヌギ･コナラの植栽地をしいたけのほだ木の生産林とする。	1.26

※　機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表１－２－８　森林の区域（機能別）

区　分		森林の所在	面積（ha）
木材等生産機能維持増進森林		別添のとおり	3,894.79
	特に効率的な施業が可能な森林	―	―
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	別添のとおり	7,709.56
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	別添のとおり	453.06
	快適環境形成機能維持増進森林	別添のとおり	1,414.28
	保健文化機能維持増進森林	別添のとおり	232.54

※１　詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※２　重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

※３　樹種がクヌギ、コナラの場合は木材等生産機能維持増進森林のみとする。

表１－２－９　森林の区域（施業種別）

施　業　種	森 林 の 所 在（林班）	面積（ha）
通常伐期	4.11.15.16.17.20.25～27.29.30.33.37.42.44.54.57.59.62.74.78.～80.82.87.96.98.105.110.118.130.142. 150～152.154	20.63
伐期の延長	1～10.14～36.38.40～63.67.68.73～78.80～85.88.89.102～112.127～150.152～175.190～194	7,089.37
長伐期	11～13.37.39.64～66.69～72.79.86.87.90～101.113～126.151.176～189	2,099.88
複層林	該 当 な し	0
合　計		9,209.88

※　詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

４　その他必要な事項

(1)　伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

「該当なし」

(2)　特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推

進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第２条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア　特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ･ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表１－２-10 のとおり定める。

イ　特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表１－２-10 のとおり定める。

表１－２-10　特に針広混交林化･樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類		森林の整備･保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林		･伐採方法は皆伐又は間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ･伐採率は本数換算でおおむね 40%とし、本数換算で 35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね 40%を上回らないこととする。
	森林の区域	別紙のとおり　【面積　3,282.91 ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林		･広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、伐採率は材積換算でおおむね 50%以内とする。 ･竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。
	森林の区域	別紙のとおり　【面積　86.83 ha】

(3)　竹林の取扱い

竹林の管理は所有者が行うことが原則であるが、現在の放置竹林の状態は、竹林所有者だけで解決できるものでなく、所有者が管理できない森林については森林ボランティア等による整備活動を推進し、比較的作業が簡単な若竹時の伐採や、利活用の面からも竹を使った製品の開発等にも支援をすると共に、互いに連携し放置竹林が整備され里山に緑が甦ることを目指す。

なお、放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取扱いを表１－２-11 のとおり定める。

表１－２-11　竹林の取扱い

管理の目的		整備･保全の考え方
資源として整備、利用	･たけのこ、メンマ、竹材の生産	･生産目的に合わせた適正管理を推進 ･生産、流通、加工体制の整備 ･利用技術の開発、バイオマス利用 ･地域の特産品等としての活用
竹林として整備、保全	･竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全 ･竹林の防災機能の活用 ･憩いの場、教育の場等として活用	･目的に合わせた適正管理を推進 ･管理体制の整備及び管理する人材の育成 ･体験教育等の機会を創出
竹林としてではなく、森林の保全･再生を優先	･森林景観及び環境の保全 ･ふれあいの場、体験教育の場等として活用 ･防災機能等の確保	･竹林の拡大防止 ･伐採や枯殺後、樹種転換 ･ふれあい、体験教育等の機会を創出 ･地域住民や NPO 等との協働による森林づくり

第３　森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

１　森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

２　森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進します。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

３　林業に従事する者の養成及び育成･確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材の育成をするとともに、就業前の情報提供やインターンシップの促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項 （法第 10 条の５第２項第２～４号及び第６～８号並びに第３項第１～３号）

第１ 伐採に関する事項（法第 10 条の５第２項第２号）

１ 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表２－１－１のとおり定める。

表２－１－１ 立木竹の伐採の方法

区分	指針	
主伐（更新を伴う伐採）	皆伐	・主伐のうち、択伐以外のもの。 ・気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。 ➢ 適切な伐採区域の形状 ➢ 1 箇所あたりの伐採面積の規模 ➢ 伐採区域のモザイク的配置 ・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け、適確な更新を図るもの。
	択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。 適切な伐採率とは、材積率 30%以下とする。ただし、伐採後に人工造林を行う場合には 40%以下とする。
間伐（更新を伴わない伐採）	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表２－１－２のとおり定める。

表２－１－２　伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指　　針
共通事項	適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいう。 適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。 ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 ・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和３年３月 16 日２林整整第 1157 号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。
育成単層林	育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11 月から３月に伐採するものとする。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率 70％以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率 70％以上の伐採も行えるものとする。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。

育成複層林	育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとする。 ・ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとする。 ア　伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は 40%（材積率）を上限とする。 イ　伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は 30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。
天然生林	･主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。

※用語説明

・育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。

・育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

・天然生林　：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

２　標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表２－１－３のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではない。

表２－１－３　標準伐期齢

地区	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	コナラ	その他広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

※マツは、クロマツ及びアカマツを指す。

３　その他必要な事項

テーダマツについては、高齢林での風倒害のリスクを考慮しつつ、国や県の実証・研究の知見を踏まえ、伐採方法や伐採時期について検討する。

第２　造林に関する事項（法第 10 条の５第２項第３号）

１　人工造林に関する事項

(1)　人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表２－２－１のとおり定める。

表２－２－１　人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ

※１　スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長にすぐれたエリートツリーの苗木や花粉症対策に資する苗木の導入に努めるものとする。

※２　クロマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。

※３　定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の農林基盤整備課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

※４　テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

(2)　人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表２－２－２に定める。

表２－２－２　人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500 本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	

※１　マツ類は、アカマツとクロマツを指す。

※２　標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、市の農林基盤整備課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※３　現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000 本

/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、市の農林基盤整備課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ　人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表２−２−３に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の導入に努めるものとする。

表２−２−３　人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え（じごしらえ）	・植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 ・気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。	―
更新	・原則として植栽とする。 ・植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施する。	・原則として樹下植栽とする。 ・隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。 ・植栽する本数は、表２−２−２に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。

(3)　伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表２−２−４に定める期間内において更新を完了するものとする。

表２－２－４　伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内
択伐 （伐採率 40%以下）	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内

２　天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1)　天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表２－２－５のとおり定める。

表２－２－５　天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、モミ、テーダマツ、カラマツ、ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※　「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40 ㎝以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2)　天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表２－２－６に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表２－２－７に定める。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表２－２－８に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表２－２－６　天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととする。

表２－２－７　天然更新すべき立木の期待成立本数

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表２－２－８　天然更新補助作業

補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき （ぼう芽整理）	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を１株当たりの仕立て本数４～５本を目安としてぼう芽整理を行う。 ２回目は４年目に実施し、１株当たりの仕立て本数は２～３本とする。

(3)　伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。このことから、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に、天然更新を完了させるものとする。

(4)　天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後５年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア　確認調査の方法

・調査の時期は、伐採後５年以内とする。
・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査

を行う。
・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
・ プロットの大きさは５ｍ×５ｍ(25 ㎡) とし、２箇所以上設ける。
・ プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
・ 対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。（後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。）

イ　天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表２−２−９のとおり定める。

表２−２−９　天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	・天然更新すべき立木（表２−２−５で定める樹種で樹高が２ｍ以上のもの）の本数が、期待成立本数の３割以上で、かつ均等に生育している状態である。 ・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。
天然更新すべき立木の本数の下限値	・期待成立本数の３割（＝1,800 本/ha） ・ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000 本/ha を下限とすることができる。

ウ　基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められ、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を次のとおり定める。

・針葉樹人工林である。
・母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。
（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない。）

・周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない。
・林床に更新樹種が存在しない。
（過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林等）

(2)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

5ha 以上の皆伐予定地で（1）の基準に該当する場合は、植栽を原則とする。

4　森林法第 10 条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第 10 条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

(1)　更新にかかる対象樹種

法第 10 条の９第４項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア　人工造林の場合

表２－２－１に定める樹種とし、表２－２-10 に再掲する。

イ　天然更新の場合

表２－２－５に定める樹種とし、表２－２-10 に再掲する。

表２－２-10　更新にかかる対象樹種

更新方法	対象樹種
人工造林	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ
天然更新	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、モミ、テーダマツ、カラマツ、ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ

(2)　生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は、6,000 本/ha とする。

第３　保育・間伐に関する事項（法第 10 条の５第２項第４号）

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

１　保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表２－３－１のとおり定める。

表２－３－１　保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈	スギ ヒノキ	林齢：10 年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施 時期：6～7 月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下直径が 7cm になった時に実施 方法：直径 5～6cm のところまで実施 「目標とする材長＋0.5m」の高さまで実施 時期：11 月～2 月上旬頃
その他	―	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置および捕獲等を実施

２　間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表※1」を利用し、表２－３－２に示す指針に従って実施する。

表２－３－２　間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	・間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度 10 分の８以上とする。 ・間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数（Ry）※2」を用いるものとし、その値を表２－３－３に定める。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表２－３－４に定める。
間伐率 間伐回数	・間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。 ・材積による伐採率の上限は 35%を標準とする。 ・５年後に樹冠疎密度が 10 分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。
選木の方法	・選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 ・保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。

	・８齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	・利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。 ・地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。

※１　「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例を下表のとおり。

＜「新・システム収穫表」による試算の一例＞

年生	施業	本数 伐採率	伐採後本数 （本/ha）	伐採後収量比数 （Ry）	平均胸高直径（cm）	伐採材積 （㎥/ha）	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

※　樹種ヒノキ、15 年生時立木本数 2,750 本/ha、地位Ⅲの条件で、長伐期施業（90 年生を伐期）とした場合

※２　「収量比数（Ry）」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び１に近づいていく。

表２－３－３　収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表２－３－４　平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	15 年

３　計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

「該当なし」

第４　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

（法第 10 条の５第２項第８号）

１　作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表２－４－１に定義する。

表２－４－１　作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車（10t 積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワーダ等）の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械（トラックを含む）の走行を予定するもの。

(1)　作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム（車両系又は架線系）を定め、表２－４－２に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表２－４－２　作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	うち基幹路網
緩傾斜地（ 0～ 15°）	車両系	110m/ha 以上	30～40m/ha 以上
中傾斜地（15～ 30°）	車両系	85m/ha 以上	23～24m/ha 以上
	架線系	25m/ha 以上	
急傾斜地（30～ 35°）	車両系	60m＜50m＞/ha 以上	16～26m/ha 以上
	架線系	20m＜15m＞/ha 以上	
急 峻 地（35°～　）	架線系	5m/ha 以上	5～15m/ha 以上

（注）　「急傾斜地」の＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表２−４−３に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表２−４−３　基幹路網の規格・構造

区　分		規　格（林道規程）		車道幅員	通行車両
林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第１種及び第２種	自動車道１級	4.0m(3.0m)	一般車両、林業用車両
			自動車道２級	3.0m	
		第２種	自動車道３級	2.0m	
林業専用道		第２種	自動車道２級	3.0m	林業用車両（10t 積トラック）

※第１種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第２種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表２−４−４に示す。詳細な計画は、別紙及び付属の概要図による。

表２−４−４　基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長又は箇所数
森林基幹道の開設	該当なし	該当なし
森林管理道の開設	5 路線	13.6　km
林道の改良（拡張）	17 路線	68　箇所
林道の改良（舗装）	5 路線	15.3　km

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表２−４−５に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表２－４－５　森林作業道の規格

区　分	幅　員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 3.0m以上	車両系林業機械、４ｔ積のトラック
	全幅員 2.5m以上	車両系林業機械、２ｔ積のトラック
	全幅員 2.5m未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m程度）

イ　細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

(4)　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表２－４－４に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、主伐や利用間伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表２－４－４に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、本市では設定なし。

２　その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

山土場、機械の保管、土捨場等、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされている施設やその他森林の整備のために必要な施設について、表２－４－７に示す。

表２－４－７　森林の整備のために必要な施設

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
山土場	大久保	1,000 ㎡	◇1	

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

（法第 10 条の５第２項第６号）

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の森林所有者がまとまり、森林施業を行う合意形成を基に森林を取りまとめて、作業路網の整備や間伐等を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を信頼と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

２　森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関して、信頼と意欲、実行力のある者に対して、必要な情報の提供及び助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

３　森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

①　造林、保育及び伐採に必要な育成権原
②　①に基づき伐採した木竹の処分権原
③　森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用について本市では、岡部地区や西方地区で森林所有者への意向調査を実施するなど、当該制度に即し、森林経営管理が困難な森林の把握に努めている。今後は、必要に応じて森林環境譲与税等を活用し、間伐等を実施するとともに、森林組合等の林業経営体と連携し、森林所有者への森林整備の働きかけを強化することにより、適切な経営管理を促進する。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項（法第 10 条の５第２項第７号）

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を

抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう、指導・助言する。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

法第１０条の１１の９第２項に規定する、集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して、間伐または保育その他の森林施業の実施及びその他に必要な施設の整備に関する内容の施業実施協定への参画を促す。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明記する。

① 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
② 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
③ 共同施業実施者の一人が、上記①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置。

第７　その他森林整備に関する必要な事項（法第 10 条の５第３項第１号から第３号）

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1)　森林技術者の能力の向上

森林組合等の林業経営体に雇用された技術者について、生産性の向上による効率的な木材生産を担う森林技術者を育成するため、国の人材育成制度等を利用しながら、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を促す。

(2)　効率的な木材生産のためのプランナーの育成

森林組合等の林業経営体の職員に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促すなど、関係機関と連携し、森林施業プランナー育成を図る。

(3)　林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、林業の仕事や就業条件などに関する情報の提供、就業支援講習会の開催を促進するとともに、林業経営体に対して短期的な雇用を支援することにより、林業への新規就業を促進する。

(4)　森林技術者の就労環境の向上

森林技術者の就労環境の向上を促進することにより、林業経営体が行う雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援する。また、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価を促す。

(5)　しいたけ生産者の育成

地域のしいたけ生産者の育成を図るために、品質適正表示や認証取得を指導

するとともに、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大ＰＲ活動などを支援する。

また、必要に応じて新規参入者への研修実施を支援する。

２　林業機械の導入の促進に関する事項

集約的な施業を実施するために、地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表２－７－１をモデルとする低コスト生産システムの構築を目指す。

また、低コスト生産システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表２－７－１　生産システムのモデル

システム	傾斜	最大到達距離（m）		伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
		基幹路網から	細部路網から				
車両系	緩	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	ハーベスタ	フォワーダ トラック
	中	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	ハーベスタ プロセッサ	フォワーダ トラック
	急	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウィンチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
架線系	中	200～300	100～300	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
	急	300～500	150～500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

３　林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

静岡県森林組合連合会静岡営業所は、県内で生産されている木材の流通、販売の拠点として地域素材流通の要となっている。更に静岡県森林組合連合会が中心となり、協同組合静岡乾燥木材加工センターが設立され、平成１９年７月からは施設が本格的に稼動し、地域の製材工場より人工乾燥と仕上げ加工を委託され、効率的に地域材のブランド化の推進及び定着に努めている。

また、瀬戸谷地区と朝比奈地区においては、椎茸が生産されている。瀬戸谷地区（滝沢、本郷）の生産者で組織する「瀬戸ノ谷しいたけ組合」では、自動植菌機の共同利用で生産性の向上が図られ高品質な原木栽培が行われている。そして、朝比奈地区（玉取）の「協同組合マッシュセンター岡部」では、菌床の集約生産による安定した生産の向上が図られている。

今後は、原木ほだ木の安定供給や、菌床の品質の向上を図り、生産及び流通コストの削減と販路の拡大に努め、生産振興を図っていく。

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表２－７－２に現状と今後の整備計画を示す。

表２－７－２　林産物の利用の促進のために必要な施設

区分	施設の種類	現状			整備計画			備考
		位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
生産	椎茸生産施設	本郷	自動植菌機１台	△1	－	－	－	
		滝沢	自動植菌機２台	△2	－	－	－	
		玉取	389.25 ㎡	△3	－	－	－	
流通	木材市売業施設	岡部	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ３階建延べ 1,155 ㎡　外	△4	－	－	－	
	貯木場	中里	1,167 ㎡	△5	－	－	－	
加工	木材加工施設	岡部	木造平屋建作業用建物 539 ㎡　外	△6	－	－	－	

Ⅲ 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

（法第 10 条の５第２項第９号及び第１０号）

第１　森林の病害虫の駆除又は予防の方法等

１　森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表３－１－１に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病害虫等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表３－１－１　松くい虫等被害対策方針

項　　目	方　針
松くい虫被害対策	・地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。 ・地域にとって重要な松に対し、樹幹注入等の対策を実施し、保全する。
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。

２　森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病害虫の被害木等の情報収集に努める。

また、市の各担当課とも情報を共有し、被害の未然防止に努めていく。

第２　鳥獣による森林被害対策の方法

１　鳥獣害防止森林区域の設定

該当なし

２　鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域の設定がないため省略

３　その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

本市においては、鳥獣害防止森林区域は設定しないものの、近年、カモシカやシカの目撃例が増えており、生息域の拡大が懸念される。また、一部の再造林地では、ノウサギによる食害が発生していることから、鳥獣害防止施設の設置等により、鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法は、表 3-2-1 に示す。

表３－２－１　鳥獣害の防止の方法等

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
共通	・鳥獣害があまり発生しておらず、鳥獣害防止施設の設置等が不要と判断される場合には、上記の方法に代わり、現地調査等による森林のモニタリングを実施し、被害状況の確認に努める。
ニホンジカ・カモシカ	・鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護とし、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。 ・防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。
ニホンノウサギ	・鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護とし、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）等の設置等とする。 ・防護柵は、金網やステンレス入りネットとし、目合いの細かいものを使用する。被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。

４　鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第３　林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

・初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。

・山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域において、タバコ及びたき火の後始末を徹底するよう周知する。

・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。

第４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「藤枝市火入れに関する条例」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮するものとする。

第５ その他必要な事項

１　病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

「該当なし」

２　その他

山火事等を未然に防止するため、森林管理巡視員等によるパトロールを行うほか、ポスター掲示や普及啓発物品による啓発活動に努める。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第５条の２）

第１　保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表４－１－１に示す。

表４－１－１　保健機能森林の所在

森林の所在		森林の林種別面積（ha）					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	竹林	その他	
瀬戸ノ谷 （市民の森）	69-い-1 ～ 72-は-9	147.54	101.84	37.28	7.21	1.21	
岡部 （蔦の細道）	180-い-1～ 180-ろ-50	15.03	7.19	6.25	1.07	0.52	

第２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表４－２－１のとおり定める。

表４－２－１　保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	・間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小を図る。
造林	・周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の再造林に努める。 ・特に地域独自の景観等の形成が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のため、特定の樹種の広葉樹を植栽する。
保育	・利用者が快適に散策等を楽しめるよう、適度な林内の明るさを維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。
その他	・保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・施業は、地域の林業経営体が主体となって行うとともに、森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。

第３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

１　森林保健施設の整備

整備することが望ましい森林保健施設とその整備、維持、運営等にあたっての留意事項を表４－３－１のとおり定める。

表４－３－１　施設の整備

整備することが望ましい施設	留意事項
散策道	特に、びく石山頂付近に広がる森林空間である市民の森は、ハイキングや自然とのふれあいなど市民の憩いの場であることから、施設やエリアを適切に維持管理し、市民に親しまれる森林空間とする。
体験施設	

２　立木の期待平均樹高

施設の整備において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を表４－３－２に示す。

表４－３－２　立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高（m）	備考
スギ	18m	
ヒノキ	18m	

第４　その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項（法第 10 条の５第３項第４号）

第１　森林経営計画の作成に関する事項

１　森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- Ⅰの第２の２に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- Ⅱの第２の３に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- Ⅱの第５の３に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- Ⅲに示す森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

２　一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表５－１－１に定める。

表５－１－１　一体整備相当区域

区域名	林　班	区域面積(ha)
瀬戸ノ谷①	52～78 林班	1,454.76
瀬戸ノ谷②	17～51 林班	1,926.95
滝　沢 谷稲葉	01～16 林班・81～89 林班	1,234.43
葉　梨	96～117 林班	819.05
朝比奈①	138～154 林班	972.18
朝比奈②	127～137 林班・155～176 林班・ 190～194 林班	1,756.03
岡　部	177～189 林班	587.88

第２　生活環境の整備に関する事項

瀬戸谷地区においては、早くから地域経済の振興、定住化の促進、環境の保全、更には都市との交流を目的としたキャンプ場やグラススキー場等の活性化施設が整備され、地域住民の就業の場としてその役割を果たしてきており、年間 10 万人を越す入館者で賑わう瀬戸谷温泉「ゆらく」周辺ではふじえだ陶芸村構想に基づき新たな交流拠点として、「道の駅（仮）せとや」などの整備・検討を進めている。また、朝比奈地区玉取の「たまゆら」や葉梨地区西北の「白ふじの里」などでは活性化施設が整備され、それぞれ地域振興の拠点として活用されている。

今後は、生活基盤整備を図り、若者やＵＩＪターン者の定住や都市の人々の第二の居住場所になるような魅力ある地域づくりに取り組む。

第３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市は、ボランティア団体を中心に森林づくりへの直接参加が増えており、こうした活動を積極的に支援していく必要がある。また、教育の場としても森林づくりは有意義であり、市民の森をはじめ、森林所有者の協力を得ながらフィールドとなる森林を確保し、森林づくり活動を推進するものとする。

その他、荒廃した里山の原風景を取り戻すため地元地域住民を中心としたボランティア団体による整備活動も行われており、今後も憩いの場となる里山づくりを推進していく。

第４　森林の総合利用の推進に関する事項

瀬戸谷地区において整備が進められている「市民の森」について、既存の自然空間を活かしながら市民が気軽に森林に親しむことのできる空間の創出を目標とし、段階的に整備を行うこととする。

また、森林の総合利用に必要な施設の整備計画を表５－４－１に掲げる。

表５－４－１　森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現　状		将　来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
市民の森	瀬戸谷地区市之瀬	４２ｈａ 芝生広場２４００㎡ 駐車場１ヶ所 トイレ３棟 観察小屋２棟 野外体験施設１棟	同左	－	▽1

（びく石山頂）

写真５－４－１　市民の森

第５　住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

１　地域住民参加による取組

市内の小・中学生をはじめとした青少年等に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、市民の森などを活用した森林・林業体験プログラムを組み込むことにより、森林づくりへの直接参加を推進する。

写真５－５－１　夏休み親子森林体験ツアー

写真５－５－２　市民の森秋の散策会

２　上下流連携による取組

学識経験者、市民、農林漁業関係者、水道関係者及び行政が一体となって連携し、下流域の NPO 法人や住民団体等に対して、森林整備や水源林造成への参加を積極的に働きかける。

３　木質バイオマスの利活用の推進

未利用森林資源の有効活用による地域再生をねらいとして、ＮＰＯ法人・林業関係団体・地域住民等と行政が協働し、収穫された木材による燃料化（薪等）の資源の環境利用の推進について調査研究を進める。

４　地域住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組む集落づくり

イノシシ等による農林業被害については、これまでの銃猟や罠での捕獲による「個体数調整」や、鳥獣害防止柵の設置による「被害防除」の取り組みを実施している。とりわけ「個体数調整」については、令和３年度に供用を開始した有害鳥獣減容化施設で捕獲個体を処理することにより、捕獲者が捕獲した個体の処理負担の軽減につなげている。これらの取り組みの実施により徐々に成果は上がっているものの、継続して取り組むべき課題となっている。

そのため、本市では、「個体数調整」・「被害防除」に加え、荒廃した森林や放置竹林の解消により、有害鳥獣が暮らしにくい環境を整備する「生息環境管理」の３つを柱とした総合的な対策を推進している。

この総合的な対策を効果的に行うと共に、各地域の特性に応じた適正な森林管理を行うため、それぞれの集落における被害状況や課題について、地域住民が主体となって積極的に取り組んでいく集落づくりを推進する。

写真５－５－３
地域住民によって設置されたイノシシ侵入防止柵

写真５－５－４
有害鳥獣減容化施設

５ NPO法人･地域住民等と連携した竹林整備及び管理

放置され荒廃が進む竹林に対し、所有者だけでなく、地域住民及びNPO法人等が連携して伐採や林種転換を行い、更にその後の管理を継続して行うことにより、適正な森林管理及び生活環境の確保を図る。

写真５－５－５　整備前の竹林

写真５－５－６　整備後管理されている森林

第６ 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

制度の趣旨に鑑み、森林経営管理が困難な森林の把握に努め、森林経営管理制度に基づく事業について検討し、必要に応じて森林環境譲与税等を活用した間伐等の森林整備を実施し、効果的・効率的な木材生産、森林整備を推進する。

その対象森林については、市が実施した経済林・非経済林に関するゾーニング調査の結果を参考にする。

第７ その他必要な事項

１ 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林、自然公園、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該法令等に基づく施業を実施する。また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

２ 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努める。

３ 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の４点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
イ 水害を発生させるおそれがないこと
ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

４ 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

稲葉・藤枝地域のうち蓮華寺池公園周辺の森林は、藤枝市民のみならず県民の憩いの場となっていることから、森林環境保全のため維持管理していく。

５　公有林の整備に関する事項

本市における市有林については、大半が「市民の森」の区域内であるため、森林の公益的機能の維持増進を図るとともに、自然を最大限に生かしたふれあいの場として、集客を想定した設備的及び利便的な整備により自然豊かな森づくりを行っていく。

６　良好な森林景観の形成に関する事項

瀬戸谷地区市之瀬に位置する“市民の森”は、自然空間を活かした樹木の間を登る遊歩道が整備され、山頂からは駿河湾、富士山、南アルプスを望むことが出来る本市を特徴づける景観の一つである。また、岡部町岡部地区にある蔦の細道は、令和２年に日本遺産の構成文化財の一つに指定された歴史的な価値を持つ森林内の古道であり、現在、多くの来訪者に利用されている。

来訪者が自然と触れあい、森林に親しむ機会の創出や、良好な森林景観の保全など、森林の多面的機能の最大限の発揮に向け、森林環境譲与税等も活用し整備を進めていく。

別紙

基幹路網の整備計画

（単位　開設・舗装：km、改良：箇所）

計画	開設/拡張	種類	（区分）	路線名（位置）	計画期区分	延長(km)/箇所（箇所）	利用区域面積(ha)	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備　考
森林管理道の開設計画　（５路線 13.6km）										
	開設	自動車道		藤ヶ嶺	前期 後期 計	1.7 1.9 3.6	189	○	①	
	開設	自動車道		菩提	前期 後期 計	1.7 1.1 2.8	106	○	②	
	開設	自動車道		蔵田	前期 後期 計	1.4 1.2 2.6	45	○	③	
	開設	自動車道		大久保川	前期 後期 計	1.7 1.4 3.1	50	○	④	
	開設	自動車道		霜平	前期 後期 計	0.5 1.0 1.5	130	○	⑤	
林道の改良（拡張）計画　（17 路線 68 箇所）										
	拡張	自動車道	改良	高尾	前期 後期 計	5 5 10	561	○	⑥	
	拡張	自動車道	改良	大久保	前期 後期 計	3 1 4	60	○	⑦	
	拡張	自動車道	改良	霜平	前期 後期 計	3 1 4	130	○	⑧	

	拡張	自動車道	改良	海谷	前期 後期 計	1 1 2	47	○	⑨	
	拡張	自動車道	改良	向山	前期 後期 計	1 1 2	65	○	⑩	
	拡張	自動車道	改良	市の瀬	前期 後期 計	4 3 7	155	○	⑪	
	拡張	自動車道	改良	大樽	前期 後期 計	2 1 3	108	○	⑫	
	拡張	自動車道	改良	谷稲葉	前期 後期 計	1 1 2	160	○	⑬	
	拡張	自動車道	改良	滝沢	前期 後期 計	1 1 2	32	○	⑭	
	拡張	自動車道	改良	高根舟ヶ久保	前期 後期 計	5 5 10	57	○	⑮	
	拡張	自動車道	改良	藤ヶ嶺	前期 後期 計	2 1 3	53	○	⑯	
	拡張	自動車道	改良	びく石大沢	前期 後期 計	2 2 4	242	○	⑰	
	拡張	自動車道	改良	峠	前期 後期 計	3 2 5	94	○	⑱	
	拡張	自動車道	改良	田島沢	前期 後期 計	1 1 2	198	○	⑲	
	拡張	自動車道	改良	古屋敷	前期 後期 計	2 2 4	80	○	⑳	
	拡張	自動車道	改良	的沢	前期 後期 計	1 1 2	39	○	㉑	

	拡張	自動車道	改良	谷倉	前期 後期 計	1 1 2	32	○	㉒	
林道の改良（舗装）計画　（５路線 15.3km）										
	拡張	自動車道	舗装	霜平	前期 後期 計	3.5 － 3.5	130	○	⑧	
	拡張	自動車道	舗装	高根舟ヶ久保	前期 後期 計	0.3 2.1 2.4	57	○	⑮	
	拡張	自動車道	舗装	藤ヶ嶺	前期 後期 計	2.8 0.8 3.6	189	○	⑯	
	拡張	自動車道	舗装	びく石大沢	前期 後期 計	2.0 2.0 4.0	336	○	⑰	
	拡張	自動車道	舗装	峠	前期 後期 計	0.7 1.1 1.8	72	○	⑱	